

建設工事等における入札・契約の過程等に係る再苦情処理の手続に関する要綱

平成 27 年 6 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、広島県が発注する建設工事等における入札及び契約の過程及び指名除外等の措置及び成績評定に係る苦情等を適切に処理することにより、入札・契約手続等の透明性の確保と公正な競争の一層の促進を図ることを目的として、その手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(再苦情処理の対象)

第 2 条 この要綱の規定による再苦情処理の対象は次に掲げる建設工事（「建設工事執行規則」（平成 8 年規則第 39 号）第 2 条第 1 項に規定する工事をいう。以下同じ。）及び測量・建設コンサルタント等発注事務処理要綱（平成 11 年 4 月 1 日制定）第 2 条に規定する業務（以下「業務」という。）とする。

ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の適用を受ける建設工事及び業務、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が 250 万円を超えない建設工事（100 万円を超えない業務）及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する工事であって県の行為を秘密にする必要がある工事を除く。

- (1) 一般競争入札による建設工事
- (2) 指名競争入札による建設工事及び業務
- (3) 随意契約による建設工事及び業務
- (4) 総合評価落札方式による建設工事及び業務
- (5) 低入札価格調査を行う建設工事及び業務

2 再苦情処理の対象となる指名除外等の措置は次に掲げる各要綱等の規定に基づき行ったものとする。

- (1) 建設業者等指名除外要綱（昭和 41 年 1 月 29 日制定）
- (2) 県発注工事における下請負の制限基準（平成 14 年 4 月 1 日制定）
- (3) 県発注工事等における暴力団排除のための契約制限要綱（平成 24 年 5 月 31 日制定）

3 再苦情処理の対象となる成績評定は次に掲げる各評定基準等の規定に基づき行ったものとする。

- (1) 土木工事成績評定基準（昭和 60 年 7 月 1 日制定）
- (2) 建築工事成績評定基準（平成 9 年 4 月 1 日制定）
- (3) 土木工事成績評定基準（平成 13 年 10 月 1 日制定）
- (4) 土木事業に伴う調査設計測量委託業務等成績評定要領（平成 15 年 12 月 15 日制定）
- (5) 建築設計等委託業務成績評定要領（平成 27 年 4 月策定）
- (6) 農林漁業土木事業に伴う調査設計測量委託業務等成績評定要領（平成 18 年 5 月 1 日制定）

(再苦情の申立て等)

第3条 第2条に規定する再苦情処理の対象に係る苦情の申立てを行い、知事又は契約担当職員（以下「知事等」という。）が回答を行った書面（以下「苦情回答書等」という。）による説明に対してその回答に不服があるときは、知事等が通知した日の翌日から起算して7日（広島県の休日を定める条例（平成元年広島県条例第2号）第1条第1項の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、再苦情申立書（別紙様式第1号）を通知元に持参又は郵送により提出することで行うものとする。

なお、再苦情申立てができる者及び申立てができる事項は、別表のとおりとする。

- 2 再苦情申立書が郵便により提出された場合には、その郵便物の通信日付印により表示された日に提出されたものとみなす。
- 3 共同企業体による苦情申立ては、共同企業体名を冠し構成員全員の連名により行うものとする。

(再苦情申立てについての教示)

第4条 知事等が行う苦情回答書等には、再苦情申立てができる旨を記載するものとする。

(再苦情の審議の依頼)

第5条 知事等は、再苦情申立てがあった場合は、第6条により再苦情申立てを却下する場合を除き、速やかに広島県公共工事入札監視委員会（以下「委員会」という。）に対して当該申立てに係る県の対応の妥当性についての審議を依頼するものとする。

- 2 知事等は、委員会の審議結果の通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、再苦情申立者に対し、再苦情申立てに対する回答書（別紙様式第2号。以下「再苦情回答書」という。）により回答するものとする。この場合において、委員会の意見を尊重したうえで、申立てが認められなかったときは認められないと判断された理由を示してその旨を、申立てが認められたときは認められた旨及びこれに伴い知事等が講じようとする措置の概要を再苦情申立者に対し回答するものとする。
- 3 契約担当職員は、前項の規定により回答したときは、速やかに再苦情申立書及び再苦情回答書の写しを工事（業務）主管課長を経由し土木建築局建設産業課長に送付するものとする。

(再苦情申立ての却下)

第6条 知事等は、再苦情申立てが第2条の要件を欠くとき又は申立期間の徒過その他客観的かつ明白に再苦情申立ての事由を欠くと認められるときは、再苦情申立書を受理した日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に申立てを却下することができるものとする。

- 2 再苦情申立ての却下は、再苦情申立者に対して再苦情申立却下通知書（別紙様式第3号）により通知するものとする。
- 3 契約担当職員は、前項の規定により通知したときは、速やかに再苦情申立書及び再苦情申立却下通知書の写しを工事（業務）主管課長を経由し土木建築局建設産業課長に送

付するものとする。

(再苦情対応結果の公表)

第7条 知事等は、再苦情申立者に回答を行ったとき又は申立てを却下したときには、再苦情申立書及び再苦情回答書又は再苦情申立却下通知書の写しを、閲覧による方法等により速やかに公表するものとする。

2 申立期間の徒過等により申立てを却下したときもまた、同様とする。

3 前各項の公表期間は、公表した日の属する年度及びその翌年度とする。

(入札手続の執行)

第8条 再苦情の申立ては、入札及び契約手続きの執行を妨げないものとする。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

別表

対象	再苦情申立てができる者	再苦情申立て ができる事項	再苦情申立 書の提出先
一般競争入札	入札参加確認申請を行った者のうち、発注者から入札参加資格がないと認められた者（事後審査による資格要件確認を含む。）	当該入札参加資格がないと認められた理由	各発注機関
指名競争入札	当該入札と同一業種において知事の資格認定を受けて建設工事入札参加者名簿及び測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿に登載されている建設業者等（以下「資格者」という。）で、当該競争に参加できる者として指名されなかった者	当該入札において指名されなかった理由	
随意契約	当該契約と同一の業種における資格者で、当該契約の相手方として選定されなかった者	当該契約の相手方として選定されなかった理由	
総合評価落札方式	総合評価落札方式による入札において、落札者とならなかった者	入札の落札者として選定されなかった理由	
低入札価格調査	低入札価格調査の結果、落札者（落札候補者を含む。）となることが予定されていた者が、当該契約内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められ、落札者としなない旨の通知を受けた者	調査の対象となった入札価格では契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められた理由	
指名除外要綱による指名除外措置	指名除外要綱の規定による指名除外措置を受けた者	指名除外措置を受けた理由	
下請負の制限基準による制限措置	下請負の制限基準の規定による制限措置を受けた者	下請制限措置を受けた理由	
暴力団排除のための契約制限措置	暴力団排除のための契約制限措置の規程による契約制限措置を受けた者	契約制限措置を受けた理由	
工事（業務）成績 評定結果の通知	工事（業務）成績評定結果の通知を受けた者	工事（業務）成績 評定結果	各発注機関

再 苦 情 申 立 書

平成 年 月 日

広島県知事 様

(発注者が地方機関の長の場合は、「広島県〇〇事務所長 様(例)」とすること)

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

次のとおり再苦情を申立てます。

- 1 対象工事(業務)名又は措置等
- 2 不服のある事項
- 3 再苦情申立ての根拠

再苦情申立てに対する回答書

○ ○第 号
平成 年 月 日

商号又は名称
代表者職氏名 様

広島県知事 ○○ ○○ 印
(発注者が地方機関の長の場合は、「広島県○○事務所長
(例)」とすること)

平成 年 月 日付けで再苦情の申立てがあった件について、次のとおり回答します。

記

- 1 対象工事（業務）名又は措置等
- 2 不服のあった事項
- 3 再苦情申立ての根拠
- 4 回答
- 5 担当

再苦情申立却下通知書

〇 〇第 号
平成 年 月 日

商号又は名称
代表者職氏名 様

広島県知事 〇〇 〇〇 印
(発注者が地方機関の長の場合は、「広島県〇〇事務
所長(例)」とすること)

平成 年 月 日付けで申立てがあった件については、この申立てが次のとおり客観的かつ明白に適格を欠くと認められるので、却下します。

記

1 対象工事(業務)名又は措置等

2 却下した理由

3 担当